

会議名称		平成30年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		平成31年2月26日(火) 14時00分から15時50分まで
場所		杉並区役所 第5・6会議室(西棟6階)
出席者	委員	長谷川会長、阿部委員、井上委員、柴田委員、庄司委員、三田委員、山崎委員、横山委員、井原委員、河津委員、小林委員、島田委員、新城委員、富田委員、加藤委員、佐藤委員、渡邊委員
	実施機関	矢花地域ささえあい連携推進担当課長、徳嵩子ども家庭担当部長、河合障害者施策課長、諸角障害者生活支援課長、江川高齢者在宅支援課長、市川高円寺事務所担当課長、飯嶋保健予防課長、森田保健サービス課長、浅川児童相談所設置準備担当課長、樋口保育施設支援担当課長、白井国保年金課長、佐々木建築課長、出保課税課長、武田区民課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、高倉政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成30年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成30年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 平成30年度第4回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第17号	地域力強化推進事業に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第24号	地域力強化推進事業に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について(新規)	決定
諮問第25号	地域力強化推進事業に関する業務の外部委託について(新規)	決定
報告第18号～ 報告第50号	未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除のみなし適用を実施する業務(「障害者自立支援給付に関する業務」外32業務)の登録について(追加)	報告了承
諮問第26号	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第27号	(仮称)子ども家庭相談システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第51号	乳幼児健康診査等に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第28号	新生児聴覚検査の費用助成システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第29号	障害者自立支援給付に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第30号	障害者福祉総合システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第31号	私立幼稚園等保護者補助金算定システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定

報告第 52 号	病児・病後児保育に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 32 号	病児・病後児保育システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 53 号	国民年金保険料に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 54 号	被災建築物応急危険度判定に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 33 号	被災建築物応急危険度判定に関する業務の外部提供について（新規）	決 定
諮問第 34 号	杉並区被災建築物応急危険度判定員名簿管理・参集システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 35 号	建築確認に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 36 号	建築確認に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 37 号	建築確認に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 38 号	建築総合情報システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 55 号	住民税賦課徴収情報伝送システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
諮問第 39 号～ 諮問第 98 号	住民基本台帳管理に関する業務外 5 9 業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 99 号	データ移行処理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 22 号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について	決 定
諮問第 23 号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について	決 定

会長	<p>ただいまより、平成 30 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>初めに、御都合により欠席される委員について事務局からお知らせ願います。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日、欠席の御連絡がありました委員は、石川委員、鹿野委員、増本委員、水町委員の 4 名です。</p>
会長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定をしてから、報告・諮問案件の審議をしてみたいと思いますので、よろしく願います。</p> <p>それでは、次第 2、資料 1 の平成 30 年度第 4 回の会議録について、事務局から修正や補足等がありましたら御説明をお願いします。</p>
情報政策課長	<p>特段ございません。</p>
会長	<p>委員の皆様いかがでしょうか。特にないようですので、この会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第 3 に移ります。報告・諮問事項の審議になります。まず、情報・法務担当部長から、諮問文を読み上げていただきます。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま、情報・法務担当部長から諮問文をお受けいたしました。</p> <p>まず初めに、報告第 17 号と諮問第 24 号・第 25 号、報告第 18 号から報告第 50 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第 17 号、諮問第 24 号・第 25 号 報告第 18 号～第 50 号</p>	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの御説明につきまして、御質問のある方はどうぞ。</p>
委員	<p>では、報告第 17 号、諮問第 24 号及び第 25 号の地域力強化推進事業に関する業務について、質問させていただきます。地域福祉コーディネーターの方々について、外部委託をする事業所はどちらになるのでしょうか。庁舎の中になるということでしょうか。</p>
地域ささえあい 連携推進担当課長	<p>社会福祉協議会への委託を予定してございます。</p>
委員	<p>個人情報の記録形態として文書と記載されておりますが、この文書自体は、その事業所から移動させたり外に出したりすることがあるのでしょうか。</p>
地域ささえあい 連携推進担当課長	<p>地域福祉コーディネーターですが、地域に直接出向いて行って、地域の福祉課題を集めてくるということを行います。ですので、聴き取った内容につきましては、そもそも外で記録する場合はあるとは思いますが、ただ、センシティブな個人情報を記録するかというと、例えば生活保護の課題といったような話の詳細部分は、当然、福祉事務所につながることになりますので、そういった内容まで記録することは想定していません。ですので、聴き取った情報を事務所に持って帰るといところで動きはありますが、それ以外では基本的に出ることは想定していません。</p>
委員	<p>記録したその文書の個人情報、どのような管理がなされるのでしょうか。</p>
地域ささえあい 連携推進担当課長	<p>施錠した書庫に保管することを想定しています。</p>

委員	はい、分かりました。報告第 18 号から第 50 号について質問させていただきたいと思います。今回のみなし適用というのは大変重要な取組かと思いますが、今回の対応だと、所得税、住民税等のみなし適用の対応は見送られたと認識しているのですが、現在、国、そして区独自事業として、どのようなものが寡婦控除のみなし適用がなされずに残っているのか教えていただけますか。
子ども家庭担当部長	国及び東京都、区独自事業合わせて 33 業務について、それぞれの業務でみなし適用をするもの、住民税を基礎として利用料等を決定しているものとして、今回網羅的に報告しています。そういった意味では、全てということになるかと思いますが。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	先ほど、地域福祉コーディネーターの質問がありました。制度的なことについて質問ですが、日常的に地域の福祉の活動現場に出ているという意味では、社会福祉協議会は妥当なのかなと思いますけれども、在宅医療・生活支援センターが所管になるわけですね。この業務のイメージとして、地域の福祉課題を掘り起こして、調整するということなのだと思うのですが、この 1 圏域という圏域の考え方は、地域区民センター単位のような圏域の考え方でいいのか。それと、その 1 圏域に対して、地域福祉コーディネーターは数名なのか、それとも 1 名なのか。これは全体的な制度設計の話になるので、この程度にしますが、構想を教えてください。
地域ささえあい 連携推進担当課長	まず、圏域なのですが、地域区民センターを単位とするいわゆる 7 圏域といったものよりは小さくて、まずモデル地区ということで、2 町会程度の大きさの所でモデルケースとして展開したいと思っております。その地区につきましても、今その地区の方々への御説明を進めている段階で、まだ予算議会中でもありますので、この場ではモデル地区をお伝えできませんが、候補はありまして進めている最中です。あと、人数なのですが、委託経費としての人数は 1 名という予算取りをしています。ただし、あくまで委託ということですので、実際には社会福祉協議会という組織の中のサポートを受けながら、中心になった 1 名が、まずはモデル地区で展開するというようなことを想定しています。
委員	1 点だけ確認させてください。この対象となる人たちの数というのは大体どの程度かというのは想定できるのでしょうか。
地域ささえあい 連携推進担当課長	人数ですが、個別支援だけで言いますと、地域の自主的な活動、例えば、子ども食堂の立ち上げの際に伴走支援する中で、そういった場に出て地域の課題を見つけるということを想定しています。例えば現在の社会福祉協議会の取組では、福祉なんでも相談事業において、社会福祉協議会で相談事を受け付けておりますが、それを地域に直接出向いて行って拾っていくということを想定しておりますので、対象人数という点ではまだ把握はしておりません。
委員	対象となる個人の範囲が、コーディネーター、支援対象者、地域関係者ということで、本人以外からも情報の収集をするということになっているのですが、ここでいう本人以外というのはどのようなことなのでしょうか。
地域ささえあい 連携推進担当課長	家族の方がまずは出てくると思いますし、近所の方というのも出てくるかと思いますが、ただ、個人情報の記録の内容にありますように、項目としては「相談の内容」となっていますので、まずはその内容を書き留めて、福祉や障害については専門機関できちんと調べていただくということを想定しています。

委員	分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。特に御質問がないようですので、御意見のある方はどうぞ。
委員	諮問第 24 号及び第 25 号について意見を申し上げます。外に出てヒアリングをしながら、紙媒体に記入していくということで、センシティブ情報等は記載しないということですが、個人情報を書かれたものを持ち歩くということで、昨今、紙媒体の紛失が杉並区でも発生しておりますので、重々気をつけていただきたいと思います。あとは、できれば今後検討していただきたいのですが、例えばパスワードロック付きのタブレット端末等を使用し、その場でタブレット端末に入力していく。そうすることで、もしそれをどこかに置き忘れても、GPS 機能でどこにあるか探すことができ、また、パスワードを掛けることによって、ほかの人に見られないようにすることができるなど、そういった対応もできると思うので、タブレット端末等について検討していただいて、個人情報の紛失・漏えい防止対策についても行っていただきたいという意見を申し上げて、今回の諮問に賛成とさせていただきます。
会長	ほかに御意見のある方。御意見がないようですので、報告第 17 号と、報告第 18 号から第 50 号までは了承、諮問第 24 号と第 25 号は決定といたします。 次に、諮問第 26 号・第 27 号、報告第 51 号と諮問第 28 号、諮問第 29 号・第 30 号、これについて事務局から御説明をお願いいたします。
諮問第 26 号・第 27 号 報告第 51 号、諮問第 28 号 諮問第 29 号・第 30 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について御質問のある方はございますか。
委員	では、諮問第 26 号及び第 27 号の児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務についての確認をさせていただきます。ショートステイ事業について、外部委託先に「乳児院及び児童養護施設」とありますが、区内に対象となる施設は何施設あるのか、また、そのうち委託契約をしようと考えているのは何施設となるのか教えていただけますか。
子ども家庭担当部長	区内には、乳児院又は児童養護施設が 7 箇所あり、そのうち今回は、乳児院 1 施設、児童養護施設 2 施設で、31 年度からスタートしたいと考えています。
委員	分かりました。ちなみに、委託先との個人情報の受け渡しが文書となっておりますが、これは文書を区役所から委託先に届けるというような形になるのかどうか確認させてください。
子ども家庭担当部長	扱いには十分留意して区役所から委託先の施設にきちんと届けるという方式を想定しています。
委員	子ども家庭相談システムの導入というところで、「これまでの相談データを蓄積した」とあるのですが、蓄積データというのは、紙媒体なのか、それともデジタルに入力されているのか、また、新たなデータ移行、移管作業があるのかどうかということを確認させてください。
児童相談所設置準備担当課長	今までのデータは全て紙で保管しております。今後、システムの導入に当たりましては、基本的にはデータ移行ということで、全てシステム化する予定でございます。

委員	そうすると、紙媒体のものを全部打ち込む作業が発生するのかなと思われ ます。大体どれぐらいの件数になるのか分かりますでしょうか。
児童相談所設置準備担当課長	過去のデータをまだ精査し切れていないところはあるのですが、年間の 新規分、それから過去の蓄積を合わせておおむね 1,000 件強程度と今のとこ ろ認識しております。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第 29 号と第 30 号についてです。障害者自立支援給付に関する業務の中 で、こちら外部委託で、委託先との情報のやり取りが文書となっております が、これもどのように行うのか、文書自体を移動させるのか、確認させてくだ さい。
障害者施策課長	文書につきましては、今回ショートステイを実施する所に、持参又は郵送す るという形で取り扱います。
会長	ほかに御質問ございますか。ないようでしたら御意見を伺います。
委員	諮問第 26 号及び第 27 号の意見として、外部委託先との紙媒体での受け渡し ということで、途中での紛失等に十分注意していただくことと、パンチ作業で のデータ移管が発生するというので、入力の際に、別の人のレコードに対 して、別の情報を載せてしまい、それが郵送されるなどして、個人情報 が漏えいするという、移管のミスによる個人情報の漏えいが発生する可能性も 高いので、確認をしっかりとっていただくことをお願いいたしまして、諮問 第 26 号及び第 27 号については賛成とさせていただきます。 それから、諮問第 28 号については、個人情報の漏えいがないよう、重々留意 していただいて、賛成とさせていただきます。 諮問第 29 号及び第 30 号につきましても、紙媒体の郵送なり持ち運びなりで、 別の場所に郵送してしまったとか、途中で紛失してしまったとか、そういった ことがないよう、気をつけていただくことをお願いしまして、賛成とさせて いただきます。
会長	ほかに御意見のある方はございますか。特にないようですので、報告第 51 号は了承、諮問第 26 号から諮問第 30 号は決定とさせていただきます。 それでは、次に、諮問第 31 号、報告第 52 号と諮問第 32 号、報告第 53 号に ついて、事務局から説明をお願いします。
諮問第 31 号 報告第 52 号、諮問第 32 号 報告第 53 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	それでは、ただいまの御説明について、御質問のある方はどうぞ。
委員	報告第 52 号で、職員用のパソコンを利用するということですが、これは限ら れた 1 台を使って事務処理をするということでしょうか。
保育施設支援担当課長	こちらは担当の職員が用いているパソコンということですので、1 台という ことではなく、パスワード等を入力すればそのパソコンで使用できるという形 になります。限定されたパソコンということではありません。
委員	そうしますと、データはどこかのサーバーに保管されていて、それぞれの職 員が自分のパソコンでパスワードを入力すれば、データの閲覧や更新をするこ とができるということでしょうか。

保育施設支援担当 課長	おっしゃるとおりサーバー管理という形になります。
委員	了解しました。
会長	ほかに質問はありませんか。
委員	諮問第 31 号の幼稚園就園奨励に関する業務についてですが、エクセルで管理していたものをシステム化するというので、データの移管作業が発生すると思うのですが、こちらは例えばCSVデータに落とし込んで、それをシステム的にデータ移行するやり方か、それとも手入力といった形なのか、その辺を教えてください。
保育施設支援担当 課長	こちらは毎年パンチャーをお願いしてデータ入力をしているものですので、データ移行という形ではなくて、今回集まってきたものについて、パンチャーにデータ入力をしていただくという形になっております。
委員	分かりました。ちなみに、パンチャーをお願いというのは、データ入力作業を外部委託して行う形なのでしょうか。
保育施設支援担当 課長	そうです。こちらは職員ではなくて業者をお願いするという形です。
情報政策課長	今回のパンチは、新規の外部委託ではなくて、既に委託をしているパンチャーを使っただけの入力です。
委員	了解しました。では、諮問第 32 号の病児・病後児保育に関する業務についてです。こちらはこれからエクセルで電子管理を行っていくということですが、今まで書面で管理を行っていた記録をエクセル上に移管する作業が発生するということでしょうか。
保育施設支援担当 課長	こちらでも毎年、登録を頂いているものですので、それに基づいて一からエクセルに打ち直すといった形になっております。
委員	そうすると、今まで書面で管理していたものについては、入力し直す作業は特に発生しないということでしょうか。
保育施設支援担当 課長	従来のものについては、保存期間中、データとして保存はいたしますが、それについて再入力等の処理を行うことは計画しておりません。
会長	ほかに御質問ございますか。
委員	諮問第 31 号の幼稚園就園奨励に関する業務についてですが、幼稚園の子ども 1 号認定については、10 月より無償化ということが既に決まっているわけで、それによってこれらのシステムも当然変わらざるを得ないと思うのですが、6 箇月で変わることに對して、ここで新たなシステムを導入するということは、2 回の移行作業をしなくてはならないので、情報保護の観点から危険性があるのではないかと思いますのでいかがでしょうか。
保育施設支援担当 課長	幼児教育の無償化についてですが、私立幼稚園の場合にはそれぞれの園によって保育料が違います。ですから、全て無償化されるというわけではなくて、それぞれの利用者の方の所得階層や、無償化の上限額、都等の独自の上乗せ等のデータを基に、それぞれの保護者に対する補助金が決まってくるという大まかな仕組みについては、現在と変わりません。ですが、今後、具体的に制度設計をしていく中で、その金額に応じて、今現在、設定している数値に対して、それを変更するといった作業は当然必要になってまいります。ただ、基本的な補助金算定の考え方について、大きな変更はないはずですので、今現在のシス

	テムの設定を基本に、数字の部分の変更で対応できるものと考えております。
委員	給食費等が変わっていくのですが、そういうことにも対応できるシステムであるわけですか。
保育施設支援担当 課長	給食費については、今後どういう扱いになるか、まだ未決定な部分がありますが、給食費も無償になるといった方向に制度設計が進んだ場合には、何らかのシステム改修が必要になることはあり得ると考えております。
委員	10月に既にそういうものが変わるという前提があるにもかかわらず、この時期に導入する必要があるのですか。今のシステムを維持し、10月に変わったところで、導入するほうが、情報保護の観点からも間違いがないような気がするのですが。
保育施設支援担当 課長	いずれにしても、今現在エクセルで、しかも二本立てという非常に効率の悪いシステムの運用をしておりますので、これに関して、統一した、きちんとした小型電算のシステムを構築することは必要だと考えております。無償化の対応については、多少流動的な部分はありますが、システムの根幹部分については、今回導入するシステムを適用できるものと考えておりますので、このタイミングでお諮りさせていただいているところです。
会長	委員、よろしいでしょうか。
委員	いや、納得できません。
会長	ほかに御質問はございますか。質問はないようですので、御意見を伺います。御意見のある方、どうぞ。
委員	諮問第31号と第32号については、パンチ入力があるということで、その辺は入力する個人情報がある人と混在して間違った情報にならないように注意していただきたいという意見を述べて、賛成とします。報告は了承しました。
会長	ほかに御意見のある方。特にないようですので、報告第52号、報告第53号は了承、諮問第31号、諮問第32号は決定といたします。 続いて、報告第54号と諮問第33号・第34号、諮問第35号から第38号、報告第55号について、事務局からの御説明をお願いします。
報告第54号、諮問第33号・第34号 諮問第35号～第38号 報告第55号	
情報政策課長	案件について説明する。
情報システム担当 課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問がある方はどうぞ。
委員	建築確認に関する業務についてですが、パンチ入力をして、電子データ化、テキストデータにしていくということですが、今後のものについては、紙で受け取ってそれをパンチ入力するのですか、それとも電子データでもらうような形にしていくのですか。
建築課長	現状、台帳が紙ベースで、かなり古くなってきており、検索もできませんので、何とか電子台帳化していきたいと考えております。
委員	古いものについてはそうですが、これから新規に受け付けるものについてはどうなのですか。それはもう既に電子化されているのですか。
建築課長	平成26年ぐらいからは電子化されています。それ以前は、基本的には紙にな

	っております。
委員	そうしますと、今は電子化されているのですが、それ以前の電子化されていないものについて、追っ掛けで入力していくという趣旨ですか。
建築課長	基本的にはそういうことでございます。
会長	ほかに御質問のある方。
委員	諮問第 35 号から第 38 号が話題になりましたので、私も質問いたします。私が読んだときに認識した内容は、書類全部が紙ベースで、デジタルになっているものは特にないという認識でいたのですが、平成 26 年から電子でやっているというのは、もう既にシステムが存在するというのでしょうか。
建築課長	データベースとして管理しているだけであって、台帳としてはまだ完全には機能していないという形です。
委員	そうすると、今回、電子台帳として扱うために、14 万件と 6 万 7,000 件なので、合わせて 20 万件の紙媒体で残っている情報のパンチ入力が必要で、また、データベース化されているものについては、デジタルへの移管作業等が発生するという認識でよろしいのでしょうか。
建築課長	基本的には、電子データになっていない部分が多いので、それをパンチ入力で電子データ化するのが、ざっくり言えば一番お金がかかる部分、労力もかかる部分と考えています。
委員	20 万件で 82 項目なので、1,600 万項目のパンチ入力ということで、結構なボリュームだと思います。実際にセンシティブな内容はあまりないのかもしれませんが、人間がやることですので、パンチ入力の際に、ミスが発生する可能性がないとは言えず、別の個人の情報が入ってしまったり、個人情報が入っていない所から漏れいってしまう事態も考えられますが、パンチ入力の 20 万件、1,600 万項目の検証はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
建築課長	おっしゃるとおりデータとしては膨大になりますので、時間は掛かりますが、その都度、出す前に何人かの目で確認した上で、出していくことを考えています。
委員	ちなみに、パンチ入力の作業をする場所は、庁舎内で行われるのか、それとも別の事業所で行うのか、外部委託をするというので、どこかの会社の事務所でやるのか、その辺はいかがでしょうか。
建築課長	やはり数が膨大になりますので、別の場所で入力することを考えております。
委員	そのときのデータの受け渡しが気になるのですが、こちらから依頼するときは、基本的には文書の台帳を持っていくことが発生すると同時に、パンチで打ち込んでもらったデジタルデータを何かの媒体に移して、またこちらに届けてもらう、若しくは受け取りに行くことが想定されると思うのですが、その辺はどのような作業になるのでしょうか。
建築課長	建築計画概要書については、この中に書いてあるとおり、既に画像データにはなっているので、画像データとして渡していきます。ただ、台帳については紙ベースなので、庁舎から出すときについては、管理簿のようなものを作り、しっかりと管理していくという形で対応を考えております。
委員	パンチが終わった後のデータの受け渡しについてはいかがですか。
建築課長	それについては、電子データで頂いて、確認をするという形になるかと思っております。

委員	そのときの電子データの移動の仕方が、審議会でも以前から話題になっているのですが、20万件なので、外付けのハードディスクみたいなもので持ち運ぶのか、それともDVDやCDといったメディアに焼いて持ち運ぶのか。例えば、誰かが持ち歩くときに、どこかに置いてきてしまった、紛失してしまった、盗難されたなど、そういった場合に備えて、それが簡単に読み取られないパスワードロックのようなガードを掛けてやるのかというところが心配ですが、その辺はいかがですか。
建築課長	それはしっかりとパスワード等を設けて、漏れないような形で対応したいと考えております。
委員	分かりました。では、諮問第33号と第34号です。こちらで1点気になるのは、30ページの外部提供記録票で、外部提供の根拠の欄に、「本人同意以外」と書かれています。個人情報東京都に外部提供することについて、本人の同意を受けなくてもできるという意味合いになると思うのですが、その辺がなぜそうなっているのか確認をさせていただければと思います。
建築課長	東京都に外部提供する一番の理由ですが、ボランティアの方が応急危険度判定するとき、例えば建物が崩壊したり、落下物でけがをしたりということが想定されて、そのときにけがをされている中で、緊急を要する場合がありますので、こういう形で考えているということです。
委員	諮問第35号から第38号で1つ確認し忘れたのですが、資料に、「建築士名詐称等の事案が発生した際に、建築士名の検索ができないなどの問題が生じている」とあり、過去に実際に起きているように記載されているのですが、実際にこういった詐称が発生していた事例はあるのでしょうか。
建築課長	最近、一級建築士の詐称がかなりあり、国からこの方が設計した物件はあるのかどうかという問合せがあった際には、何十冊もある建築計画概要書を全て職員に振り分けて1件1件探しているのが実態です。
委員	システム化する必要性が本当にあるということですね。次に、41ページの報告第55号、特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務ですが、4月に情報連携テストが予定されているということで、既にこのシステムについては大体仕様の確定や個別のプログラムの変更や単体テスト等が進んでいるのかと思うのですが、そういった仕様変更等を行うに当たって、諮問を行う前に既にこういった作業が進んでいるのは、タイミングとして諮問をするのが遅いのではないのかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。
情報政策課長	こちらは報告案件ですので、事後でもよいと考えてございます。
委員	報告でしたね。了解しました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	諮問第33号と第34号についてですが、今回、電話網から電子メールに移行するというので、東京都の登録に関してはもともと電子メールが登録項目にあるのでしょうか。
建築課長	メールはあります。
委員	従来は電話番号ということだったのですが、電子メールを使えない人は、今後は判定員から除外するという考え方でしょうか。
建築課長	高齢の方も多いので、御指摘のとおり、メールを使えない方については、やはり個別で同じように、継送網を一部作っていかなければならないかと思って

	おります。
委員	確認ですが、電子メールに移行というよりは、電話網に加えて電子メール網も作るということによろしいですか。
建築課長	訂正ですが、電話については、区から直接個人に対して連絡するような形で、メールについては、一斉配信の形で、これをメインに対応したいと考えております。
委員	ということは、メールが届かない方は、今後は判定員にはなれない、選ばないという理解でいいでしょうか。
建築課長	基本的には、メールは使えないが電話は使える方については、電話で対応するという考え方です。
会長	ほかに御質問はございますか。特にないようでしたら、御意見を伺います。御意見のある方はどうぞ。
委員	諮問第 33 号及び第 34 号については、特に問題はないと思うので、賛成したいと思います。諮問第 35 号から第 38 号については、大変膨大な件数のパンチ入力とデータの引き渡しがあるということで、入力ミスの検証をしっかりと行っていただくことと、大量データの紛失等が発生しないように気を付けていただきたいという意見を申し述べまして、賛成とさせていただきます。
会長	ほかに御意見のある方。
委員	諮問第 33 号及び第 34 号について、電子メールを基本に行うということですが、今回の用途から考えますと、最悪、電子メール全体が落ちるということも考えられるので、むしろ電話番号も常に把握した上で、電子メールでの連絡が取れないのであれば、電話網を生かすという形がいいかなという意見を述べさせていただきます。
会長	ほかに御意見のある方。特にないようですので、報告第 54 号、第 55 号は了承、諮問第 33 号から第 38 号は決定といたします。 続いて、諮問第 39 号から第 99 号について、事務局から御説明をお願いします。
諮問第 39 号～第 99 号	
情報システム担当課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はどうぞ。
委員	外部委託でデータの変換処理を行うということなのですが、これだけの件数をどのくらいの期間で完了する予定なのですか。
情報システム担当課長	平成 33 年の 1 月より稼働いたしますので、その直前までにしっかりとデータ移行処理を行いたいと考えてございます。
委員	平成 33 年の 1 月ということはまだかなり時間があるように思いますが、その変換のシステムを構築する時間と、それから変換する時間と、それを検証する時間を合わせて、これくらいの期間がかかるというお考えですか。
情報システム担当課長	委員の御指摘のとおりでございます。このように早い時期から行いますのは、新しいシステムに適合するように今の段階から作成する必要があるでございますので、このような長い期間となっております。
委員	変換された後の検証ですが、委託先の事業者の方では当然間違いがないかどうか何らかの検証をすると思いますが、委託する区側としては、きちんとされ

	ているかの確認や検証はどのように行うのでしょうか。
情報システム担当 課長	検証方法としては、事業者の作業内容を検証するのと同様に、移行データに漏れがないか確認する予定です。今あるデータが移行データの方にきちんと入っているかについてエラーがないか確認する予定です。
委員	そのエラーがないかどうか確認するということなのですが、例えばエラーを判定するシステムに間違いがあれば、エラーは出てこないですね。区としては、例えばサンプル的にいくつか抜き出してみることや、特別な状況についてチェックをすることなど、何かそういうものを考えていらっしゃるのですか。
情報システム担当 課長	特に、無作為にサンプルを出すということについては検討してございませんが、対象となるものについて一定の内容についての粒度は考えたい、これから進めていきたいと思っております。
会長	ほかに御質問のある方。
委員	かなり大規模なシステムの入替え作業で、とても大変な作業だと思いますので、頑張ってくださいと思うのですが、ちなみに今回、26システム、4,340項目ということですが、データ量的にはどれくらいになるのですか。
情報政策課	データ量については、現在、ホストコンピューターで取り扱っているデータのほぼ全てと、それから、一部、要介護認定システムや保育等の小型電子計算組織で管理しているデータが対象になってきます。件数等については、膨大なので、どれくらいという量的なものはお示しが難しいのですが、規模感としてはホストコンピューターのデータ全てが対象になってまいります。
委員	区が取り扱っているデータなので、本当に想像がつかないのですが、発注する側としてはその辺の規模もしっかりと把握をして、データ移行が数として間違っていないかどうかということも確認をしていただきたいと思えます。ちなみに、こういう大規模なシステムの入替えで、実際のデータでデータベース再構築を行うときに、昔よく問題となっていたのが、変換システムを作るときに使うテストデータとして個人情報が入った生データを使ってしまい、開発者がその個人情報を見ることができてしまうという事例です。そういったことがないように、テストデータについては個人情報がマスキングされていたり、名前が分からないように変換されていたりといった対応をしてテストを行っていく必要があると考えておりますが、その辺の対応はいかがですか。
情報政策課	過去の例ではテストデータを作ったというところが多かったと認識しているのですが、今回のデータ移行に関しては、内容を正確に新しいシステムに移行するという観点から、本番のシステムのデータを使わざるを得ません。内容について、これはきちんと一件一件確認をしながら、本番環境に移行していくという作業自体を、外部の民間事業者をお願いすることを考えておりますので、委員がおっしゃられた、テストデータとしてサンプルを作るという考えはございません。あくまでも、本番のデータを適切に移行するために、そのまま現行の業務システムのデータを使うというのが作業の趣旨です。
委員	システム上、若しくは検証上で、そういう必要があるということなのなどは思いますが、そうであるならば、その本番データを実際に確認して検証をする人は、一部に特定されなければならないと思えます。そのデータを扱う必要もない方が見られるような状況にすることというのは、個人情報の流出や漏えいにつながると思えます。そういった意味で、特定の人だけにしか本番データが

	見えないようにするといった扱いをしていくべきだと思うのですが、その辺はいかがですか。
情報システム担当 課長	委員の御指摘のとおり、作業者の名簿は提出させますし、作業する場所については、庁舎内の、それも入退室が管理できるきちんとした場所を用意しています。また、作業するシステム自体も閉ざされた空間で行うようにしていますので、表に出ないようにしっかりと行いたいと思っています。
会長	ほかに御質問ございますか。
委員	諮問第 39 号から第 99 号の件ですが、現行のシステムが新しくなった後に、現行のシステムに関する、特に記憶装置に関しての廃棄は具体的にはどういう手順で想定されているのでしょうか。もし現段階では、お答えになれなければ後で意見にします。
会長	答えがないということで。ほかに御質問のある方。ないようですので、御意見を求めます。御意見のある方はどうぞ。
委員	先ほど質問でも申し上げましたが、本番データを使ったテストが行われるというところで、その検証の際には、必要性のない方は見ることはできないように対策をしっかりととっていただくのと、その個人情報を確認した担当の方がそういったものを外部に漏らさないよう対応をしっかりとさせていただきたい。データ移管ですので、ミスが発生しないよう、重々この部分についてはお願いをいたしまして、諮問第 39 号から第 99 号については賛成と意見をさせていただきたいと思います。
会長	ほかに御意見のある方。
委員	意見としては 2 点です。先ほどの質問の延長です。恐らく、杉並区の規定上は廃棄の際は適切に廃棄することという形になっていると思うのですが、この件に関してだけは、一応全件データということになりますので、より厳格な形で行っていただく必要があると思います。特に、外部委託先について、通常の適切な廃棄であれば外部委託先に対して消去義務を課すというところで留められると思うのですが、この件に関しては、できれば記憶装置に関しては粉碎するとか、いわゆる契約で担保するというよりは対策で担保できるようなことを一度御検討いただいてもいいかと思います。それが 1 点目です。ですから、この件の廃棄に関しては、通常の適切な廃棄というよりは、より厳格に具体的に指示をすることが 1 点目です。 それから 2 点目は、これも同様ですが、従来ですと持ち出しや漏えいの観点の主になっているわけですが、これは全件データになりますので、プライバシーへの配慮に関しても何らかの対策、検討をしていただければと思います。開発者が持ち出すということ以外に、開発者が開発室の中で、興味本位で、例えば著名人の情報を見るというようなものについて、あまり漏えい対策という形では取り扱われませんが、この件に関しては全件データが通常の運用業務者ではなくて、開発する人間が見ることができてしまうという点に関して、どうやって対策するのか。一応、注文は付けますが、作業を見続けるわけにもなかなかいかないので難しいとは思いますが、検討としてはその部分はしっかりとエンジニアに注意するというところ止まりかもしれませんが、是非、検討課題としていただければと思います。
会長	難しい課題が出ましたが、よろしく願います。ほかに御意見のある方。

	<p>特に御意見もないようですので、諮問第 39 号から諮問第 99 号については決定といたします。</p> <p>次に、資料 3 の案件に移ります。諮問第 22 号・第 23 号についてです。本案件については、平成 30 年度第 4 回の審議会にて諮問を受けております。杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設置した部会において審議を行うこととし、平成 31 年 1 月 15 日に部会を開催しております。それでは、部会長より審議の結果についての御説明をお願いします。</p>
<p>諮問第 22 号・第 23 号</p>	
<p>部会長</p>	<p>お手元の資料 3 を御覧ください。資料 3 - 1 「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について」です。本部会では、評価対象に記載されている 2 点のセキュリティ対策の実施結果について審議いたしました。</p> <p>1 つ目は、住基ネット緊急時対応訓練の実施結果についてです。緊急時対応訓練は、災害等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるように毎年度実施しているものです。区側からは、総務部担任の副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員だけでなく、住基ネット端末を使用する部署の職員 256 名においても訓練を実施しています。訓練内容については、各部署における住基ネット端末の使用のあり方に応じた訓練を実施しているという説明がありました。訓練の実施内容が適正であることについて、確認いたしました。</p> <p>2 つ目は、住基ネット職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策についてです。杉並区では、独自の取組として、住基ネット業務に従事する職員に対してアンケートを実施しています。これはセキュリティ対策が各部署において適切に実施されているかを確認するとともに、職員への教育方法等の改善点を把握するためです。区側からは、アンケート結果からセキュリティ対策の実施状況は適正であることが確認できたという報告がありました。また、アンケート結果から得られた改善点を中心に各部署で振り返りを行い、セキュリティ対策の周知徹底を行う、また、次年度の初任者教育等においても当該アンケート結果を活用し、職員のセキュリティ意識の向上に努めるという説明がありました。その中で、離席時にログインしたままになっている端末の課題について報告を受けました。そのような端末を見掛けた場合には、見付けた人がログアウトするという対策の実施率が昨年比べて向上しており、改善傾向が見られます。しかし、そのことによって、ログインしたまま放置していても誰かがログアウトしてくれるということに甘んじることが常態化してしまうと本末転倒ですので、そもそもログインしたまま放置しないことが重要であることの意識向上にも努めることが説明されました。それらも含めまして、アンケートの実施結果と結果を受けての対策が適正であることを確認いたしました。</p> <p>以上のことから、区が実施した住基ネットに係るセキュリティ対策について妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した住基ネットに係る資料は、お手元の資料 3 - 5、資料 3 - 6、ともに 6 から 12 ページです。詳細についてはそちらを御覧ください。住基ネットに係る事項については、以上です。</p> <p>続いて資料 3 - 2 「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について」を御覧ください。評価対象に記載されている 2 点のセキュリティ対策について審議しました。</p>

	<p>1つ目は、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練についてです。こちらの訓練は、昨年引き続き実施するもので、区側からは総務部担任の副区長をはじめとする区の管理職職員を中心に訓練を実施しましたと説明がありました。訓練後には参加者にアンケートを実施して、訓練の内容が理解できたことを確認いたしました。</p> <p>2つ目は、情報提供ネットワークシステム職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策についてです。住基ネットのアンケートと同様に、区独自の取組となります。区側からは、アンケート結果からセキュリティ対策の実施状況は適正であることが確認できたという報告を受けました。また、アンケートは業務への従事年数を記載したり、エクセルで回答できるように工夫が見られました。アンケート結果は各部署で振り返りを行い、今後の研修等に生かすことを確認しております。なお、部会で使用した情報提供ネットワークシステムに係る資料は資料3-7、資料3-8、お手元の資料の13から16ページにわたってですので、詳細についてはそちらを御覧ください。</p> <p>部会の中で出たやり取りの中で1点だけ、資料3-8の最後のページの下段の3番「回答結果から伺える主な課題」の(1)を御覧ください。入退室記録を残しているかの設問に対して、「いいえ」の回答が11%になっているという説明になっております。この回答は、外部の人が入室した実績がない執務室において、「いいえ」を回答したものが含まれたためです。次年度からは、設問文の頭に、「外部の人が入室した場合に、入退室記録を残しているか」などのように、質問文を変えることによって、この設問の意図が正しく伝わるように改善するとの報告を受けました。これについては、設問に分かりにくいところがあったものと考えられますが、逆に回答者は設問に対して正確に回答しようとしているということを表わしているものであり、大勢として問題はないと考えました。</p> <p>以上のことから、区が実施した情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ対策についても妥当であることを確認しました。住基ネット及び情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ対策の実施結果についての評価結果は、以上となります。</p>
会長	ただいまの部会長からの報告について、御質問のある方はどうぞ。
委員	部会での妥当性の評価、お疲れ様でした。今回、2つのシステムについてそれぞれ訓練が行われたわけですが、これはよくよく読むと、講義形式を主体として訓練という書かれ方をしているのですが、講義形式というか、いわゆる座学を受けたということになるのですか。
区民課長	この訓練参加者が、ここに書いたように200名を超えており、一堂に集めての訓練は難しいので、それぞれ担当の係長なりをまず中心に行い、その後その者が各係に戻り座学形式で実施をしております。
委員	いわゆる講義、座学形式ということですね。資料3-7の「2 訓練結果」のうち、「(2)アンケートの自由記述欄の意見(要旨)」では、「想定訓練(具体的なインシデントを想定した訓練)も経験したい。」ということで、座学だけではなくて、実際に何か発生したときに、自分たちがどういう行動をしなくてはいけないのかといった想定訓練も経験したいという意味合いで、私は受け止めたのですけれども、この意見はそういう意味合いの意見でよろしいのですか。
情報政策課長	今のご質問は情報提供ネットワークの方なので、私から答えさせていただきます。

	<p>ます。こちらは管理職と、CSIRT のメンバーを中心に訓練を行っております。昨年はいわゆるシナリオ訓練ということで、それぞれが参加して発言してもらったり、動いてもらったり、そういうような訓練をいたしました。それと比較して、今回は座学形式というか、こちらからそれぞれの役割について御説明申し上げて、理解していただくというような形を取りましたので、そういった意味では、参加型のものが望ましい部分もあるという御意見を頂いております。両方でできればいいのですが、今年は座学形式ということです。</p>
委員	<p>講義形式、座学形式で知識をしっかりと習得していく、また、専門の方から注意事項を聞いていくというのは、とても重要なことだと思いますし、昨年実施したと言われているシナリオ訓練も必要なことだと思います。私も両方必要だと思うのですが、いわゆる訓練と聞くと、シナリオ訓練をイメージします。ですので、講義形式の訓練を行ったと言うと、何か日本語的に違和感があります。できる限り訓練はシナリオ形式で、それ以外の部分で座学、講義をして知識を向上させたり、セキュリティなどの啓発をしていったりとすべきかと思いましたが、その辺はいかがですか。</p>
情報政策課長	<p>そういう御意見を頂きましたので、創意工夫して、シナリオもあり、またしっかり自身の役割が分かるような形式に工夫してまいりたいと思います。</p>
委員	<p>あとは、資料 3 - 6 で、職員アンケートの実施結果についてです。皆さん、真面目にアンケートに答えられて、部署ごとの状況が数字として出ています。無記名で行うアンケートということになっているのですが、情報政策課住基システム担当や区民課住民記録係管理担当といった対象者数が 4 名しかいない部署があり、1 年目の方と 2 年目以上の方の数字を見ると、大体 1 年目の方が全体の何名なのかが分かって、回答内容について誰が回答したのかが、この 4 名だと分かってしまい、いわゆる匿名性の配慮が結構難しいと思うのですが、この辺のアンケートの取り方についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
区民課長	<p>委員がおっしゃったとおり、少ない部署については 1 年目、2 年目以上としても、ある程度特定できてしまうかもしれないのですが、年数を入れることを復活させた理由として、1 年目の人の実態が分かって、来年度の新任研修のときに、そこを重点的に補足し、セキュリティのレベルアップを図っていきたいというところがございます。今後のセキュリティアップのためには致し方ないのかと思っております。</p>
部会長	<p>補足しますと、本人が特定できるのではないかということに関しての御意見は、部会でもありました。ただ、ちょっと変な話なのですが、結果が 100% になっていないので、ある意味、回答する方が正直に答えていただけている限りにおいては、いいのかなと。これが全員 100% になってしまうと、やはり名前が分かってしまうから何かいいような答えをしているという推察もできるのですが、今のところはこのままの状態でしょうがないのかなと思っております。</p> <p>それからシナリオ形式の訓練についてですが、これも本来、シナリオ形式としなかった年に関しては、表題を訓練という言い方をしないという考え方もあるとは思っています。ただ、バランスとして、現状が、対象となるのが 7 名というとても少ない人数の所になっています。例えば、政府機関が行っているものは総勢 300 人くらいを対象にしているのです、そこに 5、6 人でシナリオを作</p>

	<p>って訓練するのですが、杉並区では対象者が7人なので、そもそも7人のうち3人くらいがシナリオを作る側に回してもらわないといけないというようなバランスもあって、部会でも、その点に関しては、人数が少なくて限られているのでなかなか難しいですねというような形で話題には出たということはお伝えしておきます。ただ、委員が言うように、訓練という表題と、与える印象との違いということをごもっともだと思っていますので、引き続き部会でも検討させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに御質問ございますか。</p>
委員	<p>お伺いしたいのですが、住基ネットのアンケートのところで、ログオフを忘れた画面を見た人として32%、26%という数字がありますが、これは良しとされる数字なのでしょうか。一応大丈夫だとあるのですが、4人に1人がそういうことを見たことがあることに対して、私がお聞きしたいのは、どういうシチュエーションや場所なのか分からないのですが、その現場での業務の遂行の中で、どうしても画面が出たままちょっと席を外して、また戻って来てという、そういう仕事をしなくてはいけないような仕組みになっているのか。業務上の必要性でそうなっているのか。それとも、本当はそこでログオフするべきなのだけれども、たまたま忘れてしまったのか。これだけでは分からないなと思いました。もし仮にログオフせずに、こちらに行ったり、あちらに行ったりとしなくてはならないような仕事の流れ、業務のフローになっているとしたら、それが良いのか悪いのか、その担当部署はどのようにお考えなのかと、伺えますでしょうか。</p>
区民課長	<p>この点について、100%できていないということはずっと課題になっています。今年度もやはり重点項目としていますが、ログオフせずに席を離れるということはほとんどないことでございますので、ログオフし忘れということが大きいのかと思っています。これを100%になるように事あるごとに話をして、年1回なり、こういったアンケートを繰り返し行って、100%に達するようにしていきたいと思っています。</p>
会長	<p>ほかに御質問のある方。</p>
部会長	<p>その点を補足しておきたいと思います。部会でも同じところの指摘が出ました。先ほど口頭で御説明したとおりなのですが、逆に今のログインしたまま放置された端末を見つけたら、すぐにログアウトするという点も徹底度はかなり上がっているのです。逆に、当然、本来ログアウトしなくてははいけないことになっていますので、かといって委員も御推察のとおり、わざとそれを忘れる人はいないので、やはりうっかり忘れるのだと思うのですが、結果的にその放置されたものを強制的にログアウトすることが徹底すると、うっかり忘れた人が元に戻って来ると、ログアウトされているので本人も気付かない状態になって、そのままうっかり忘れてしまうという状態が続くというところで、そこは区でも、ログアウトをしっかりとするというのを徹底した結果、ログインしたまま放置して甘んじているということであれば、それを改めてもう一回周知徹底するという御報告があったので、それを引き続き行っていただくものと認識しています。一応、その部分が緊急性を要することかと言いますと、端末自体は部外者から見えない方向に必ず設置されていますので、そういう意味では逆に放置されたものを見たらログアウトするということが徹底されているとする</p>

	と、その間には見る事ができた人もいないということの意味していますので、その意味では、セキュリティ対策としては今後改善の必要はあるのですが、今の時点でそれがすぐに情報漏えい等になるかと言うと、そうではないと判断したので、部会としては引き続き、周知徹底していただこうかなと。ただ、現状だとある意味変な状態なのですが、ログアウトし忘れてる人が気付く機会がなくなるくらい対策が出来てしまっているところが、なかなか難しいところかなというような意見が出ました。
委員	ログアウトのし忘れを何とか直していこうということ、それはそれで理解できます。私が申し上げたのは、そういうことはあるにしても、例えば1つの仕事の流れの中で、その画面を見ている、次の仕事に移るときには画面を消していけるような仕事のルーティンになっていけば、そこで終わってしまうからログオフするはずなのですよ。ところがログオフしないで、次のルーティンに行けるような仕事のルーティンになっているとすれば、それは仕事のルーティンを変えることによって防止できるのではないかと思います。
会長	ほかに御質問はございますか。ないようですので、御意見を伺います。御意見のある方。特に御意見もないということで、諮問第22号及び第23号については決定とさせていただきます。 それでは御審議をいただきました諮問事項について、ここで答申をしてまいりたいと思います。事務局のほうで答申案文をお配りしてください。
(答申案文の配布)	
会長	内容を御確認いただきたいと思います。御覧いただけましたか。お配りした答申案文でよろしいですか。
(異議なし)	
会長	それではこの答申案文を答申といたします。答申文を情報・法務担当部長にお渡ししたいと思います。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上で終わりです。事務局から何かありましたら、お願いします。
情報政策課長	まず、本日確定しました平成30年度第4回審議会の会議録を事務局からお配りいたしますので、お受け取りください。 続きまして、次回審議会の日程です。次回の審議会については5月17日の金曜日、14時からを予定しております。場所は、本日と同じ西棟6階の第5・6会議室の予定です。どうぞよろしくお願いたします。 続きまして、現委員の任期、次期委員の推薦についてです。現在の委員の皆様のご任期については、今年の6月30日までとなっていますので、次回5月開催の平成31年度第1回審議会までは御出席をお願いいたします。次の任期の委員についての改めての御案内です。次の任期は7月1日から2年間となりますが、こちらの後任の委員の方については、4月以降、改めて各団体に推薦の依頼をいたしますので、その節はまたよろしくお願いたします。
会長	それでは、以上で、平成30年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了といたします。本日は御協力頂きまして、大変ありがとうございました。